② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具のワクチン非接種区域の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。

ア （略）

イ ワクチン非接種区域の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること

ウ （略）

③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、ワクチン接種区域内のと畜場への移動に限定する。

④ 生きた豚等のワクチン非接種区域のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

⑴ （略）

⑵ 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行う。異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、都道府県は、第４に準じて必要な対応を行う。

7～11 （略）

第４ 異常豚の発見及び検査等の実施

1・2 （略）

3 農場等による措置

⑴ 都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、２の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

①・② （略）

③ 法第32条第１項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア （略）

イ 当該農場で採取された精液等

ウ～オ （略）

④～⑥ （略）

⑵ 都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第５の２の⑵の疑似患畜及び第12の１の⑵の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

①～③ （略）

④ 精液等の出荷先

⑤ （略）

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５の⑴の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

⑴ （略）

⑵ 当該農場（ワクチン接種農場に限る。⑶において同じ。）における豚等の飼養状況及びワクチン接種状況の把握

⑶ 当該農場における豚等の畜舎間の移動、移動予定及び移動履歴の把握

⑷～⑻ （略）

5～8 （略）

② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。

ア （略）

イ 接種区域外の焼却施設等その他移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること

ウ （略）

③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。

④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

⑴ （略）

⑵ 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

7～11 （略）

第４ 異常豚の発見及び検査等の実施

1・2 （略）

3 農場等による措置

⑴ 都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、２の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

①・② （略）

③ 法第32条第１項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア （略）

イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等

ウ～オ （略）

④～⑥ （略）

⑵ 都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第５の２の⑵の疑似患畜及び第12の１の⑵の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

①～③ （略）

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ （略）

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５の⑴の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

⑴ （略）

（新設）

（新設）

⑵～⑹ （略）

5～8 （略）